

知っておこう「家族信託」－高齢社会にそなえて－

Q. 80歳一人暮らしです。妻は亡くなり、子供は長男、長女の二人です。今住んでいる家は私名義です。

私に何かあれば自宅を管理できるように長男に自宅管理を託し必要があれば自宅を売却し介護費用にしたいです。私の死亡後は自宅名義を長男、長女にしたいのですが、よい方法はありますか？

A. 家族信託をお勧めします。家族信託は財産を持っている人(委託者・本事例では相談者)が信頼する人(受託者・長男)に財産を託し、受託者は特定の人(受益者・相談者)のために財産の管理、処分を行う制度です。

家族信託の流れは、相談者と長男、長女が専門家(司法書士、税理士など)と打合せし、相談者(委託者)と長男(受託者)が公証役場にて信託契約を締結し、家族信託の効力が発生します。

家族信託の内容は慎重に考えなければならず、税金が発生する場合があるので必ず専門家と打合せをすることをお勧めします。また、信託契約書は公正証書で作成しなくても効力は発生しますが、公証役場で信託契約を締結したほうが紛争を未然に防ぐことができますし、契約書を紛失しても再発行できます。

Q. 家族の同意は必要ですか？

A. 信託契約は委託者(相談者)と受託者(長男)が締結するので、家族全員の同意は必要ありません。しかし、契約前に家族で話し合い、相談者の介護や死亡後の希望を子供たちに伝え、情報を共有することは重要です。

Q. 相談者が認知症になった場合、信託契約はできますか？

A. 公証役場で信託契約を締結する場合、公証人が相談者の信託契約の内容と本人確認をしますので、相談者が理解していなければ公証人は信託契約書を作成しません。したがって、相談者が元気なうちに信託契約を締結することをお勧めします。

(朝鮮新報より抜粋)

今週の新報

11月1日号朝鮮新報に平分会で行った「芋ほり」に関する記事が掲載されました。

サツマイモ畑に集まった平分会のトンポたちの楽しそうな写真も掲載されています。ぜひ、ご覧ください。

チョチョン・青商会ハッキョ美化活動

今年になって5回目の「美化活動」が10月31日に行われました。

今回は窓ガラス清掃を頑張りました。

晴天のなか、家族そろって参加してくれた方もいて子供たちとともに楽しく活動することができました。今月は28日(日)です。参加してくださる方、大歓迎です！

3	4	5	6	7	8	9
水	木	金	土	日	月	火
文化の日	チョチョンウリマル教室			ウリマル教室		イオ会